

広報等に関する規程

第1章 総則

[目的]

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県診療放射線技師会（以下本会という）定款第4条の事業を円滑に遂行するため本会が発する情報、広報の取扱いについて定める。

[適用範囲]

第2条 この規程は定款ならびに諸規程に定めるもののほか、本会のすべての広報に関する責任の所在、内容の基本事項、手順などの必要事項について適用する。

[広報の種類]

第3条 本会が発する広報の種類は次による。

- (1) 技師会誌
- (2) ホームページ
- (3) インフォメーション
- (4) その他の広報

[広報に関する責任の基本]

第4条 本会が発する広報に関するすべての責任は会長に帰し、発信する情報広報は副会長が統括する。

[広報の内容と担務]

第5条 広報の種類ごとの担務と内容、ならびにその運用責任の所在は次による。

(1) 技師会誌

広報内容	担務と内容	運用責任
会告	会員の権利、義務に関する通達、主要事業の告示など	会長
お知らせ	事業運営に関わる連絡事項、要望など	編集担当理事
紹介	関連団体からの情報紹介	編集担当理事
案内・資料	会員へのサービス情報	編集担当理事

(2) ホームページによる広報

担務と内容	運用責任
事業、学術ならびに会員情報などをホームページで随時発信する	ホームページ担当理事 ホームページ委員会

(3) インフォメーションによる広報

担務と内容	運用責任
事業、学術ならびに会員情報などをインフォメーションで隔月発行する	編集担当理事 編集委員会

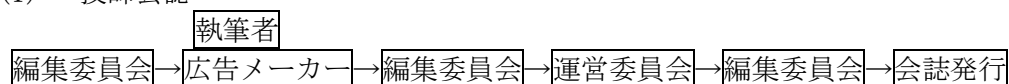
(4) その他の広報

担務と内容	運用責任
本会から、新聞、雑誌類、市民社会ならびに関連学協会誌への広報等	会長、副会長、担当理事

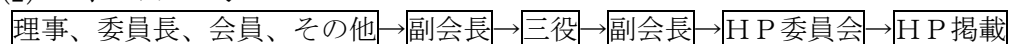
[広報のフローチャート]

第6条 広報の種類ごとのフローチャートは次による。

(1) 技師会誌



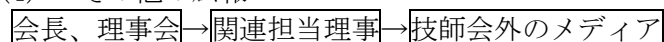
(2) ホームページ



(3) インフォメーション



(4) その他の広報



[規程の改廃]

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

付 則

附則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める、公益法人の設立の登記の日から施行する。